

| 区分   | 発令基準  | 措置内容  |
|------|---|---|
| 第一体制 | 台風等が播磨灘に接近するおそれがあり、姫路港等が強風域に入ることが予想されるとき。                       | <p>① 各船舶は台風等の動向に留意し、必要に応じて乗組員の待機、機関の準備等速やかに避難できる態勢を整えること。</p> <p>小型船舶は台風の動静に留意し、準備に要する時間を勘案の上、安全な場所での係留強化、陸揚げ固縛などの荒天準備（流出防止措置）を行うこと。</p> <p>② 関係先との連絡手段を確保すること。</p> <p>③ 国際VHF（c h 1 6）を常時聴守すること。</p> <p>④ 当直員（船橋当直、無線当直等）を配置すること。</p> <p>⑤ AIS搭載船舶はAISの作動を確認すること。</p>  |
| 第二体制 | 姫路港等が台風の暴風域に入るおそれがあるとき。<br>（台風の勢力、進路速力により変動するが、台風最接近の概ね24時間以上前） | <p>① 総トン数1,000トン以上の船舶は、原則として入港を見合わせる。</p> <p>② 総トン数1万トン以上の船舶は、原則として港外へ避難すること。</p> <p>③ 総トン数1万トン未満の船舶は、避泊場所を選定し、台風等の動向、避難完了までに要する時間を勘案の上、時期を失することがないよう安全な場所に避難し、保船等万全の措置をとること。</p> <p>④ 小型船舶は台風の動静に留意し、準備に要する時間を勘案の上、安全な場所での係留強化、陸揚げ固縛などの荒天準備（流出防止措置）を行うこと。</p> <p>⑤ 修繕中の船舶等は、係留の強化、保船要員の確保等保船に万全に措置をとること。</p> <p>⑥ 工事作業船等は、作業を中止し安全な場所へ避難すること。</p> <p>⑦ 国際VHF（c h 1 6）を常時聴守すること。</p> <p>⑧ 当直員（船橋当直、無線当直等）を配置すること。</p> <p>⑨ AIS搭載船舶はAISの作動を確認すること。</p> |
| 解除   | 姫路港等が台風等の影響圏外になったと判断されるとき。                                      | 避難した船舶は、気象の状況、港内の状況等に留意し避難を解除できる。   |

注1：委員会における対応処置区分の検討は、別紙の「台風対応処置区分の検討手順」によるものとする。

注2：港長等は、姫路港・相生港・赤穂港台風・津波対策委員会における「第一体制」、「第二体制」の決定を受けて、港則法の規定に基づく「第一体制」、「第二体制」（以下、「勧告」という。）について検討し発出することとなる。

注3：船舶が勧告に応じない場合で、港長等が当該船舶の港内在泊が港内の安全確保に著しく支障があると認めるときは、港則法第39条第3項及び第43条の規定に基づき港長等から移動若しくは退去命令が出されることがある。

注4：姫路港・相生港・赤穂港台風・津波災害防止措置実施要綱（異常気象に対する措置）第4条に基づく台風、津波以外の「異常に発達した低気圧に関する情報」等とは海上暴風警報の発表の他、委員長が必要と認める警報等とする。